

まごころ

発行日 2012年9月10日
編集・発行 龍谷大学矯正・保護
総合センター
〒612-857
京都市伏見区深草
塚本町67 至心館1階
TEL.075-645-2040
FAX.075-645-2632
発行責任者 加藤博史
編集担当者 井上見淳、崎山右京、
南口美美、事務局

rcrc.ryukoku.ac.jp



パーソナリティ障害と 内面性の開発可能性

矯正・保護総合センター長 加藤 博史

平岡元法相の、「どんな人も罪を犯すことがありますね。」との言葉に、人間の弱さと環境負因への理解の必要性を痛感しました。孤立と暴力の克服方策を求めたいものです。

虐待をされて親になった人は、子の甘えを十分受け容れられず、虐待を子にしていまいがちです。孤立は虐待を慢性化させます。すると子は甘える感情をブロックし、耐えられない現実を自分のことではないこととして(解離して)成長していきます。こうして、内面性の未開発な人間が形成されます。このような人は、心の葛藤や苦悩を深く体験できず、トラブルを他罰的に処理せざるをえません。自省が表面的なのではなく、自省として反射する場である内面性が十分機能していないのでしょう。現実と混同するほど嘘が習慣化し、自分の悲苦を受けとめられないので、相手の悲苦にも共感できず、存在自体への自尊心が育っていないので、自傷他害への垣根が極端に低くなります。クレペリンやシュナイダーが提起したサイコパスは学界で批判され

ながら、今日も、パーソナリティ障害として診断基準に挙がっています。確かに人にレッテルを貼るのは間違っています。そして人間にエイリアンはいません。だが、精神や脳の発達に障害を抱えた人はいます。その個別の障害と環境を見据えた対応が強く求められています。どんな人ももっている、人のつながりの活性化による‘内面性の開発可能性’は信ずるに足ります。

「人の内面性に関与すべきではない」という人がいます。無論、「服従心の再刷り込み」はしてはなりません。だが、本人の主体的意志形成を前提に、環境調整と連携して、思いを言葉にし、人格形成に意味を見いだしていく下支えは、更に充実すべきです。ただし主目的は、孤立と暴力のない社会づくり、自由開放的で、個性が尊重され、フェアなルールと対等な対話が活発な社会、人間の弱さを慈しみ、弱い立場の人と連帯する社会づくりにあることを、確かめ続けたいものです。



第2回 矯正・保護ネットワーク講演会
平岡秀夫氏 特別講演

開催日時／2012年3月4日

13時30分～15時30分

開催場所／龍谷大学アバンティ響都ホール

「更生保護の課題と方向性について」

〈講演者紹介〉 平岡 秀夫 氏 (第88代法務大臣／衆議院議員／弁護士)

1954年1月に山口県岩国市に生まれる。地元の山口県立岩国高等学校を卒業後、東京大学法学部に進学し、在学中の1975年10月の司法試験に合格。同大学を卒業後、大蔵省に入省、山形県酒田税務署長、在インド大使館一等書記官、東海財務局理財や東京国税局の部長、内閣法制局参事官、国税庁課税部法人税課長などを歴任。

1998年10月に大蔵省を退官、2000年6月に実施された第42回衆議院議員総選挙で山口2区から民主党公認で立候補し、前職を破って初当選。その後5期連続当選。民主党では、中堅・

若手議員の政策グループ「リベラルの会」の代表世話人になるなど、党内での影響力を發揮。

民主党に政権交代した後は、2010年6月9日、菅内閣で内閣官房国家戦略室長兼内閣府副大臣に就任。その後、第一次および第二次菅改造内閣で総務副大臣、そして、昨年9月2日、野田内閣で第88代法務大臣に就任(初入閣)。

本学との関係も深く、2004年2月から2010年7月までの約6年半の間、本学法人理事・評議員を務められ、本学の教育・研究の取り組みに対して、多大なるご理解とご支援をいただいた。



本日は、法務局の皆さんから提供してもらった情報を盛り込みながら、現在の保護行政が抱える問題についてお話しします。

最初に、更生保護の概要について確認しておきましょう。

更生保護の歴史を振り返ってみましょう。近代の更生保護の源流として名高いのは、治山・治水事業家として名高い金原明善さんが、静岡監獄の副典獄であった川村矯一郎さんらとともに設立した静岡県出獄人保護会社です。出獄人保護会社は、全県下で1700名を超える保護委員を委嘱しており、全国各地に刑務所出所者を保護する団体が設立される契機ともなりました。

また、龍谷大学の歴史は、京都の西本願寺に設けられた学寮から、その歴史がはじまったと承知しています。明治43年に福井県の浄土真宗本願寺派の寺院等が南越福田会(現在の福井福田会)を設立したり、昭和26年に浄土真宗本願寺派が中心となって西本願寺白光荘を設立したりするなど、更生保護の源流には仏教の考えが深くかかわっていると考えています。

更生保護制度の流れについても見ておきましょう。まず、犯罪が起こると、捜査がおこなわれ、裁判・審判を経て、刑務所あるいは少年院に収容されます。ここから、生活環境の調整や保護観察へと進んでいきます。とくに仮釈放・仮退院の場合は、教育・医療・福祉などと連携した保護観察によって、社会復帰の援助をすることになります。

更生保護の担い手は、法務省保護局です。全国50カ所にある保護観察所で、現在約950人の保護観察官と、医療観察法に基づく活動をする行政官の社会復帰調整官約130名が仕事をしています。しかし、これだけの人数では世の中の更生保護を全部やっていくのは無理ですので、民間との協働態勢をとって進めてきました。

保護司の定員は5万2千人ですが、実員は5万人を切っており、それ自体が課題となっています。

保護観察は、国家公務員である保護観察官と、民間の保護司とが協働して指導監督・補導援助をおこなう制度です。保護司とは、

法務大臣から委嘱されたボランティアで、保護観察・生活環境の整備・犯罪予防活動等をしている方々です。平成22年度に保護観察の対象となったのは、全体で9万6千人ぐらいでした。家庭裁判所で保護観察に付されたのが4万9千人、少年院から仮退院を許されたのが9千人、刑務所からの仮釈放が2万1千人、そして裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付されたのが1万7千人という状況です。

少しお話し申し上げたいのが、1年前におこった東日本大震災の影響です。その被災地においては、更生保護の行政が大変大きな打撃を受けています。被災地には750名の保護司さんがおられますが、10名の方が亡くられました。亡くなった方以外も、大きな被害を受けているということで、大変なご苦労をされているということでした。われわれとしても、全国から7名の保護観察官の応援を出したり、保護観察緊急拠点のために第3次補正予算でも手当をしたりしているところです。これは、全国的な問題とは別の問題ではありますが、仮に保護司さんたちが動けなくなったとしたら、どんな大変なことになるのかということを思い起こさせるような事例であったと思います。

さて、概要を説明しました更生保護ですが、四つの課題についてお話ししたいと思います。

第1の課題は、刑務所出所者の「出番」と「居場所」の確保です。「出番」とは働く場所、「居場所」というのは住む場所のことで、これらの確保が大変厳しくなっています。

平成19年度の調査によると、犯罪者の3割が再犯者なのですが、事件の6割は再犯者がおこしています。これを、就労における状況からみると、職のあるかたちで保護観察を終了した人の再犯率が7.4%であるのに対し、無職で保護観察を終了した場合は34.3%と、再犯率が約5倍になっています。平成20年のリーマンショック以降の経済状況の悪化にともない、無職者の割合も増加しており、経済情勢の影響を非常に受けやすいといえます。刑務所出所者への就労支援が喫緊の課題であることがお分かりいただけるのではない

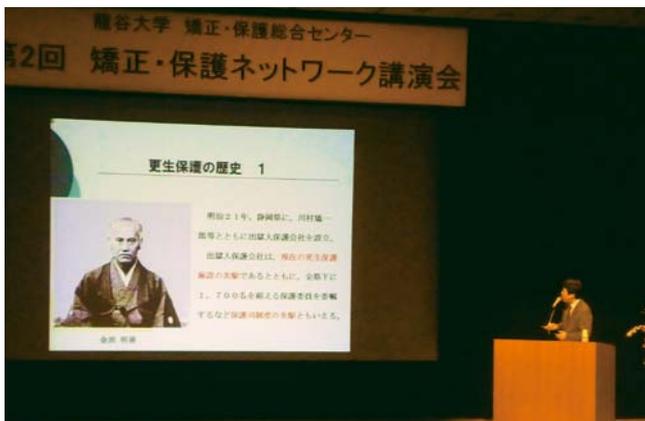
かと思えます。

そこで、平成18年度から「刑務所出所者等総合的就労対策」を実施しています。これは、刑務所在所中から充実した職業訓練や職業講話をおこない、出所後も就労支援チームによる援助に取り組むもので、一定の成果が上がっていると考えています。

前歴にこだわらず雇用し、立ち直りに協力してくれる「協力雇用主」にも約9千3百社に登録していただいています。最近では、平成21年にNPO法人「就労支援事業者機構」を設立し、刑務所出所者の雇用拡大の支援や協力雇用主の開拓、刑務所出所者等を雇用した企業への奨励金の支給などをおこなっています。

今度は、住む場所の方の話です。仮釈放は行き先があるという前提で考えられていますが、満期出所者は50%ぐらいの方が行く場所がないという状況です。再入所者について見ると、入所が3回目、4回目、5回目となるにつれて帰住先が不明な人の割合が増えていきます。犯罪を繰り返すことによって、適切な帰住先を得ることがますます困難になっていくということです。

こうした行き場のない出所者については、先に述べた福井福田会、西本願寺白光荘といった施設が保護にあたっています。これらの施設では、行き場がない刑務所出所者等に対して、食事を提供する、あるいは自立にむけた就労支援・生活指導といったことをおこなっています。



第2の課題は、高齢又は障がいを抱える受刑者の再犯防止と社会復帰支援です。

高齢化が進んでいるからということもありますが、65歳を超える受刑者は増え続けており、平成22年度では2,104人となっています。このうち、入所回数が2回以上の人というのが7割を占めており、何回も入ってきているという状況にあります。高齢者の特徴の一つに、仮釈放率の低さがあります。全体では50%前後のところ、高齢者では30%となっています。出ても行くところがないという状況がお分かりになるかと思えます。

次に、精神障がいや有すると診断された人の状況ですが、受刑者の約8%、少年院入所者の場合は約9%の割合を占めています。新受刑者の知能段階内訳としては、国際的に障がいがあるという評価がされているIQ70未満の人が全体の2割を占めております。初めて刑務所に入った人のうち、IQ70未満であるのは20%弱ですが、2

回以上の人では30%弱というように、かなり増えています。

高齢または障がいを抱える受刑者については、再犯に関する問題として、出所後の居住地がないという問題があります。帰住先がない満期釈放者は、年に約7,200人おり、そのうち、高齢や障がいにより自立困難なものは約1,000人と推定されます。また、福祉サービスを十分にうけられていないという状況もあります。新規入所者のうち、知的障がいまたは障がい疑われる人は410人でしたが、その中で養育手帳所持者はわずか26人でした。この人たちの4割の犯罪の動機が「困窮・生活苦」です。

これらの人たちは生活基盤の確保が極めて困難であり、出所後に福祉サービスにつなぐ仕組みが必要です。現在、法務省と厚生労働省で連携を取ろうとしているところです。地域生活定着支援センターと刑務所に入っている時点で連絡を取り合っ、出所後の受け入れを調整するという試みも開始されています。

第3の課題は、薬物中毒者の再犯防止と社会復帰支援です。

平成22年度では、覚せい剤事犯の検挙人数約1万2千人のうち、再犯者が7千人を超えていました。覚せい剤取締法違反は、他と比べて再犯者が多いという状況があります。問題は、釈放後、あるいは保護観察期間の終了後に、社会や地域の支援がうまくいっていないことでしょう。

そこで、法改正をして刑の一部執行猶予制度を導入しようとしているところです。この制度の目的は二つあります。一つは薬物の使用者については、累犯者であってもこのような制度で社会復帰を促そうということです。もう一つは、薬物使用者には執行猶予期間中に必ず保護観察を付すことが効果的ではないかという考えからです。保護観察期間中も、薬物処遇プログラムの実施や地域の関係諸機関との連携をおこないます。

4つ目の課題は、保護司の活動基盤の整備です。

現在、保護司は定数を大幅に割れており、活動基盤も大変厳しい状況にあります。

問題としては、保護観察対象者の抱える問題の多様化・複雑化や帰住先、就労先確保が困難になっていること、保護司については適任者の確保が難しくなっていることがあります。そして、地域社会の連帯感の低下や、犯罪者の社会復帰に理解が十分ではないという状況から、活動基盤についても脆弱になってきています。

保護司の平均年齢は64.1歳で、一年ごとに1歳近く平均年齢が上がっています。保護司の活動を支えるための組織的な取り組みが重要になってきています。

平成23年には、保護司にふさわしい人々を発掘するために保護司候補者検討協議会を設置しました。また、保護司が地域の関係機関・団体と連携しながら活動をおこなうための更生保護サポートセンターの整備をはじめます。

保護司をめぐる環境が大変厳しくなっているなかで、保護司が安心して活動できる環境を整備することは、しっかりと取り組まなければならない課題であると考えています。



研究プロジェクト紹介

2001年、本学の長年にわたる矯正と更生保護における教育事業の実績を継承し、新たな刑事政策構想を提言する矯正・保護研究センターを設置しました。2002年度から研究センターは、刑事政策分野に特化した大学付設の初めてとなる民間研究機関として、文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業(AFC)に採択され8ヶ年間の研究活動を行ってきました。2010年に開設した総合センターは、これまで研究センターの研究実績を踏まえてさらなる発展を目指しています。

今回は、総合センターが展開する7つのプロジェクトのうち、「法と心理プロジェクト」と「実証研究プロジェクト」の紹介です。

法と心理プロジェクトの紹介 代表：石塚伸一（大学院法務研究科 教授）

このプロジェクトでは、10年余の間研究を重ねてきた「薬物依存症者の社会復帰」(薬物班)に関するプロジェクトと新学術領域「法と人間科学」の犯罪者・非行少年の処遇班(処遇班)との協働を中心として研究を進めています。

薬物班の研究成果は、すでに薬物の所持・乱用のダイバージョン政策を提唱する「日本版ドラッグ・コート」構想を発表し、関係者の注目を集めています。実践面では、北は北海道から南は沖縄まで、全国各地で10回の回復支援者養成研修(DARS)を開催しています。また、調査研究の成果は、日本犯罪社会学会、日本刑法学会関西部会などの国内の学会だけでなく、国際犯罪学会、アジア犯罪学会、欧州犯罪学会などの海外の学会でも報告しています。また、国際シンポジウムを主催し、その模様をユーストリームのような新しい媒体を使って発信しています。この班には、これまで、文部科学省科学研究助成や「開かれた社会研究所(OSI)」の支援をいただいています。兼任研究員では、

石塚伸一、金尚均、浜井浩一がこの班に参加しています。

処遇班は、日本各地の研究者と実務家がプロジェクトチームを組む、文部科学省の補助金を受けて研究している新しい学術領域「法と人間科学」の創生を目指すチームです。[\(http://law-human.let.hokudai.ac.jp/参照\)](http://law-human.let.hokudai.ac.jp/)具体的には、「犯罪者・非行少年処遇における人間科学的知見の活用に関する総合的研究」とテーマとして掲げ、裁判員裁判の時代における矯正・保護と人間科学のあるべき関係を考えることを目的としています。総論セクターでは、方法論、再犯予測およびエビデンス・ベースト(EBP)政策形成のユニットで研究を進めています。各論セクターには、発達障害、性犯罪、薬物依存および宗教意識の4つのユニットがあります。2014年度には「市民と専門家は、矯正と更生保護に対してどのような意識と期待をもっているのか」についてのアンケート調査を実施する予定です。兼任研究員では、石塚伸一、赤池一将、浜井浩一がこの班に参加しています。

実証研究プロジェクトの紹介 代表：津島昌弘（社会学部 教授）

実証研究プロジェクトは、「犯罪被害調査」、「矯正・保護における処遇評価」、「高齢者犯罪の動向と処遇」の3つからなる。

「犯罪被害調査」は、科学研究費補助金の助成により、2010年度から3年間にわたって実施されている研究(「個人情報保護に対応した犯罪被害調査の開発に関する研究」)である。研究の目的は、妥当性かつ信頼性の高い犯罪被害調査を担保するために、ネット調査の活用など新たな調査手法を開発し、それをもちいて、犯罪発生状況を正確に把握するとともに、住民の犯罪不安や刑事司法に関する情報を収集・検証することにある。とくに、刑事司法に対する信頼については、EUのTrust in Justice調査の責任者と提携して共同調査を行っている。本調査は2011年度に実施し、最終年度にあたる2012年度は、国内外の学会で研究成果の公表を行っている。来年3月には、国際シンポジウムを開催する予定である。

「矯正・保護における処遇評価」は、「龍谷-キャンベルシリーズ」の出版である。この目的は、刑事政策など社会政策に関する国際的評価研究プロジェクトであるキャンベル共同計画と協力し、その成果を広く公表することにある。そのなかでも、犯罪処遇に関するエビデンスを中心に重要な評価報告書を翻訳して、ブックレットにまとめ公表してきた。これまで第6号まで出版されている。

「高齢者犯罪の動向と処遇」は、科学研究費補助金の助成(本年度までの3年間)及び厚生労働科学研究費補助金(昨年度までの3年間)の助成により実施している。本研究では、少子高齢化によって、犯罪や犯罪者がどのように変化し、それに対応する犯罪者処遇(更生)がどうあるべきなのかについて司法と福祉の連携という視点から検討することを目的としている。犯罪動向を分析の結果、検挙人員は少子化に比例して減少していることが明らかとなった。ただ、1995年以降、日本では30歳以降の犯罪の出現率の減少が止まったことにより、高齢犯罪者が人口の高齢化率を超えて増加していることも判明した。こうした変化に対応するため、本研究では、刑事司法と福祉との連携、その中でも刑事司法におけるソーシャルワーカーの役割に焦点を当てつつ、イタリアにおける犯罪者処遇の現状を調査した。その結果、イタリアにおいては、刑事司法に限らず、社会的弱者に対する支援が行政区分による縦割りではなく、地域を基盤として、横のネットワークを中心に運営されていること、その中核として、刑事司法を含む様々な機関にソーシャルワーカーが配置され連携を図っていることが分かった。本研究の成果については、平成24年10月28日に一橋大学で開催される犯罪社会学会のテーマセッションで発表する予定である。



2012年度第1回「ぎんなん会」総会・研究会開催報告



校友会職域支部矯正施設支部「ぎんなん会」では、総会および研究会を年2回開催されています。今年度、第1回目の開催について報告がありましたので、掲載させていただきます。

開催日時／2012年7月14日(土) 14時00分～17時分

●総会／14時00分～15時00分 ●研究会／15時15分～17時00分

開催場所／龍谷大学深草学舎至心館1階(矯正・保護総合センター)

【総会】

総会では、開会に先立ち、畠山会長(昭和39年・文学部卒業)から開会の挨拶が行われた。その後、龍谷大学校友会代表として町田徳男副会長に、龍谷大学代表として赤池一将法学部長から祝辞をいただき、さらに、龍谷大学矯正・保護総合センターの加藤博史センター長教授から祝辞をいただきました。

総会の主な議事は、①理事および事務局人事について、②来年度の総会・研究会の日程・内容等について、③新規会員の確保について、以上の3つの事項について協議をおこないました。

まずひとつ目の事項では、すべての役員のリ任することを決めました。二つ目の事項では、次回を2013年2月の第1土曜日(2日)に開催することを決め、研究会等の開催内容については理事会で審議した上で決定することにしました。3つ目の事項では、最近個人情報保

護法の関係により、矯正職員採用試験における龍谷大学出身者の合格者情報が得られなくなったことから、各矯正施設等のOB・OGから情報収集に努めて、ぎんなん会会員の確保に努めることが確認されました。

議事終了後は、参加したすべてのから、自己紹介と現在勤務している施設等の概況や今後の抱負についてなどについて報告をいただきました。当日参加した会員の中には、現職の施設長や元管区長の出席もあり、それぞれのお立場から後輩職員への熱心なご指導をいただきました。本年度、新規に採用された新人職員や採用試験に合格した在学生、また、特別研修講座「矯正・保護課程」を現在受講している受講生も参加しており、先輩たちの活躍ぶりや指導に熱心に耳を傾けていました。

【研究会】

今回の研究会の講師には、龍谷大学特別研修講座「矯正・保護課程」の講師で、『更生保護概論』を担当されている松田慎一氏(元中部地方更生保護委員会委員長)に、更生保護の新しい取り組みについてのお話をいただきました。

松田氏からは、現在の更生保護法が数年前に改正された経緯について、仮釈放の運用や、執行猶予者の保護観察制度のあり方が問題視されたこと、有識者会議が開催されたことなどがきっかけとなり、法改正が行われたことなどを分かりやすく説明をいただきました。そのうえで、現在の更生保護法はこのような経緯を理由に様々な点が改正されている(遵守事項についての整理等)が、その中でも指導監督の強化と補導援護が重点政策として挙げられているとしてその2つの点において主に説明いただきました。

指導監督については、保護観察を受けた者に対し、その問題性に応じた専門的処遇(薬物や暴力等)の実施、所在不明になった者へ

の対応を警察と連携すること等があるとしています。補導援護については、社会復帰に向けた就労支援の充実に力を入れているということで、就労支援事業者機構というNPO法人が、釈放前から收容者と事前面接を行ったり、出所後の就職後においても、フォローアップを行うなどしているということでした。

講演に引き続き、参加した会員からは質疑がなされ、松田氏には、時間の許す限り応答をいただきました。松田氏の講演は、現職の会員にとって職務上大変参考になる内容でした。

最後に、参加者全員の拍手で感謝の意を表し、研究会を終了しました。



【懇親会】

研究会終了後、会員有志をはじめ講師および関係者による懇親会を深草学舎4号館地下食堂で催し、会員間の親睦を深める非常に貴重な場になりました。また、本年度の春の叙勲では、畠山会長と板垣氏が叙勲を授章されましたので、校友会から花束の贈呈、ぎんなん会から記念品を贈りお祝いをいたしました。



「ぎんなん会」の現状について

現在「ぎんなん会」の会員は、全国の矯正施設に散在しており、現役は180名程度、退職されたOBが30名程度の登録があり、年に2回の総会および研究会を開催しています。日頃、各矯正施設においては、龍谷大学出身の先輩から後輩への指導も行われており、その成果として、現在、施設長クラスが8名おります。また幹部クラスも多数おり、今後の活躍がますます期待されています。

今後は、各施設における研修会の実施に加えて、「ぎんなん会」の総会および研究会に勤務の都合などで参加できない会員に対しての研修会の実施を考えています。



特別講演のお知らせ

第3回矯正・保護ネットワーク講演会

困窮孤立者支援 としての更生保護 ～下関放火事件から考える～



参加費無料
先着
300名様

特別講演

おく だ とも し

奥田 知志氏

特定非営利活動法人 北九州ホームレス支援機構 理事長

2012年 **11月3日** [土・祝]

13:30～15:30 開場 12:30～

開催趣旨

近年、更生保護事業の重要性が再認識され、その機能の強化とともに制度全般の改革が国によって進められています。昨年度より、当センターにおいても福祉との新たな連携を意識したこの改革の方向性と、特に、保護司の方々が担う新たな役割の意義について、この問題に関心を抱くすべての方々が理解を深める企画の提供に努めております。関西を中心に更生保護事業を推進する方々、その活動に強い関心をもつ関係者の方々等が、それぞれの立場をこえて一堂に会し、広い市民への啓発を進めるネットワーク構築の機会とさせていただきます。



龍谷大学アバンティ響都ホール
(京都市南区東九条西山王町31 アバンティ9階)
JR京都駅八条東口より徒歩約1分

奥田 知志氏について

1963年滋賀県大津市にて誕生。サラリーマン家庭に育つ。1982年に関西学院大学入学と同時に日本最大の寄せ場（日雇い労働者の街）と出会う。以来、困窮者支援・ホームレス支援に携わる。その後福岡の西南学院大学神学部専攻科を経て1990年現在の日本バプテスト連盟東八幡キリスト教会牧師に就任。同時に北九州におけるホームレス支援活動に参加し、同事務局長となる。

2000年NPO法人北九州ホームレス支援機構設立理事長に就任。2006年NPO法人ホームレス支援全国ネット設立、理事長に就任。東日本大震災発生後、支援活動を開始、ホームレス支援全国ネットワーク、グリーンコープ生協と生活クラブ生協で協働体制を構築。2011年11月には一般財団法人共生地域創造財団設立し、代表理事となる。活動は、マスコミにもしばしば取り上げられ2009年にはNHK総合プロフェッショナル仕事の流儀「ホームレス支援：絆が人を生かすから」に出演。2012年には二度目のNHK総合プロフェッショナル仕事の流儀「困窮者支援：絆が希望を創り出す」に出演（特別編震災支援）。牧師、困窮者支援、大学での講義、厚生労働省等での委員など、種々の場で活躍中。著作も多数。

特定非営利活動法人北九州ホームレス支援機構について

<http://www.h3.dion.ne.jp/~ettou/npo/>

1988年12月、「北九州越冬実行委員会」として発足され、2000年11月、NPO法人北九州ホームレス支援機構として設立された。北九州ホームレス支援機構では、いのちと人権を守り、自立を支え、自立した人たちの再ホームレス化を防ぐと共に、新たなホームレスを生み出さない社会づくりをめざし活動されている。

参加お申込み

参加をご希望される方は、事前にお申込みが必要です。

お申込みを受け付けさせていただいた方には、「**受付番号通知ハガキ**」を送付いたします。講演会にお越しの際には、必ずお持ちください。

インターネットから

- ①矯正・保護総合センターのホームページ (<http://rcrc.ryukoku.ac.jp/>) 上部にある「お申し込み」ボタンをクリックしてください。
- ②「お申し込み」フォームの必要事項（お名前・住所・メールアドレスなど）を入力した後、送信ボタンをクリックしてください。
登録されたメールアドレスに受付完了メールを返信いたします。

FAXから

下記の参加申込書にご記入の上、送信してください。

お問い合わせ

龍谷大学 矯正・保護総合センター

TEL:075-645-2040

FAX:075-645-2632

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67

<http://rcrc.ryukoku.ac.jp/> E-mail: kyosei-hogo@ad.ryukoku.ac.jp

主催/龍谷大学矯正・保護総合センター

後援：浄土真宗本願寺派／京都府保護司会連合会／京都府更生保護女性連盟／更生保護法人 京都府更生保護協会／京都BBS連盟／NHK京都放送局／共同通信社／朝日新聞京都総局／毎日新聞京都支局／読売新聞京都総局／京都新聞社

2012年11月3日 矯正・保護ネットワーク講演会参加申込書

フリガナ	当てはまるものに○をしてください。						
お名前	性別	男・女	年齢	10代	20代	30代	40代
				50代	60代	70代以上	
ご住所	〒						
電話番号	FAX番号						
メールアドレス	ご所属・ご職業 (差し支えなければ)						



075-645-2632

みんなのコーナー

紹介したい活動やイベントなどを広く募集しています。
また、矯正・保護総合センター通信に対しても、ご意見・ご感想をお寄せください。
いろいろな情報をみなさんと共有し、楽しいコーナーにしていこうと思います。
情報をお待ちしています。

お問い合わせ

Tel.075-645-2040(センター事務局) Fax.075-645-2632
E-mail kyosei-hogo@ad.ryukoku.ac.jp



セミナー開催案内

薬物依存症者処遇プログラム研修

第11回薬物依存症者回復支援セミナー

<テーマ> 「コミュニティ・ベイスト・リカバリー ～地域社会に根ざした回復～」

[開催日] 2012年9月22日(土・祝) / 23日(日)

[開催場所] 名古屋国際会議場 名古屋市熱田区熱田西町1-1 TEL 052-683-7711

[参加費用] 参加費3000円+懇親会費2000円

[申込方法] 龍谷大学矯正・保護総合センターのホームページ(<http://rcrc.ryukoku.ac.jp/>)の最新情報「第11回薬物依存症者回復支援セミナー」で、「参加申込書」をダウンロードし、必要事項を記載ののち、下記までFAXをしてください。

[申込先] 龍谷大学矯正・保護総合センター FAX 075-645-2632

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67 TEL 075-645-2040

主催 龍谷大学矯正・保護総合センター 協力 DARS



推薦図書



■浜井浩一先生から

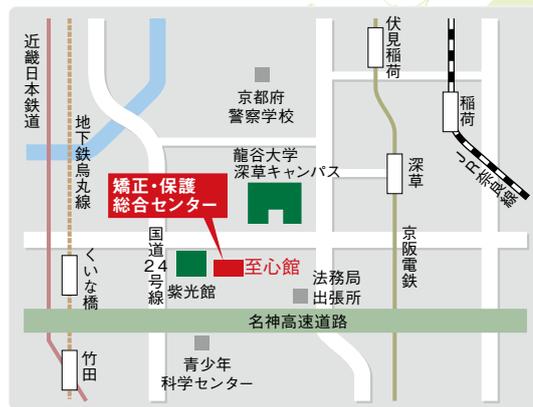
「持続可能な刑事政策とは」

犯罪社会学会編(浜井浩一責任編集)

現代人文社

2012年3月10日発行

ISBN 978-4-87795-517-2



龍谷大学 矯正・保護総合センター(至心館)

- 京阪「深草駅」下車徒歩8分
- JR奈良線「稲荷駅」下車徒歩13分
- 京都市営地下鉄烏丸線「くいな橋駅」下車徒歩5分



龍谷大学
RYUKOKU UNIVERSITY

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67

Tel.075-645-2040 Fax.075-645-2632

URL <http://rcrc.ryukoku.ac.jp/> E-mail kyosei-hogo@ad.ryukoku.ac.jp

(年2回発行 次号発行予定 2013年2月)